



輪島KABULET®
カブーレ
プロジェクト

集え!! “かぶれ人”

輪島市



+

社会福祉法人 佛子園

BUSSI-EN

joint venture



公益社団法人

青年海外協力協会

人×漆＝KABULET



輪島塗は時代と一緒に
買うつもりで使ってほしい

(37歳/蒔絵師)

とにかく輪島は
いいとこや
いらし、いらし!

(83歳)



輪島に来て
一番感動したのは人
まるで家族みたい

(30歳/漆作家)



中国から輪島に来て5年
住んでいると優しくなる

(35歳/輪島市観光案内人(外国人担当))

私たちが
“かぶれ人”です

世界を元気にした人は輪島も元気にできる!
一緒に輪島を元気にせんけ!!



輪島大好きっていう人を
たくさん増やしたい

(39歳/輪島市職員)

風景や文化など
輪島にしかないもので
迎える空間を大切にしたい

(41歳/輪島商工会議所勤務)



三人の娘達には、
いい所で生まれ育つたのよ。
と伝えています

(39歳/団体職員)



この仕事がなけりやさみしい。
死ぬまでやりたいなあ

(57歳/塗師)

祭り好きの三太郎兄弟
魚もうまいし輪島大好きや!

(鳳至小学校児童)



日本版CCRC認定事業として

- 輪島の伝統工芸漆によるローカルブランディング
- 「生涯活躍のまち」構想を中心とした多世代共生
- 新交通システムの導入
- 「輪島KABULET®」認証システム
- 高齢者移住のみならず地方創生を担う若者の移住
 - 移住希望OB、10日間で40名を超える応募。
 - 多業種10名を採用、家族数総計21名が移住決定。

「ローカルブランディング」×「日本版CCRC」

プロジェクトメンバー 一覧

氏名(年齢/性別)	家族構成	JICA派遣国	ボランティア経験(職種)
A.S (51歳/女性)	独身	グアテマラ	ソフトボール
O.S (34歳/女性)	独身	パラグアイ、ドミニカ共和国	ソーシャルワーカー
S.E (30歳/男性)	独身	エジプト	野菜栽培
S.S (30歳/男性)	独身	ブルキナファソ	感染症対策
T.M (29歳/女性)	独身	ヨルダン	幼児教育
T.S (41歳/男性)	5人(妻、長女2歳、長男、次女1歳)	マラウイ	木工
T.M (43歳/男性)	3人(妻、長女6歳)	ジンバブエ	料理
N.M (39歳/男性)	独身	バングラデシュ	感染症対策
N.S (37歳/女性)	独身	マレーシア	ソーシャルワーカー
H.K (33歳/女性)	2人(夫)	ホンジュラス	栄養士
H.M (37歳/男性)	独身	キルギス	青少年活動
M.K (35歳/女性)	3人(夫、長男0歳)	ガボン	村落開発普及員

福祉部門

高齢者関係

- サービス付高齢者向け住宅
- 訪問介護
- 通所介護(老人デイ)



障がい者関係

- 就労継続支援A型
- 就労継続支援B型
- 生活介護
- 共同生活援助(グループホーム)
- 短期入所
- 放課後等デイ
- 児童発達支援
- 保育所等訪問
- 児童相談(療育・計画)



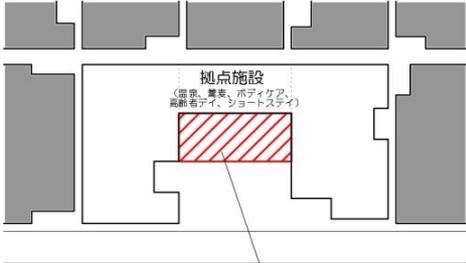
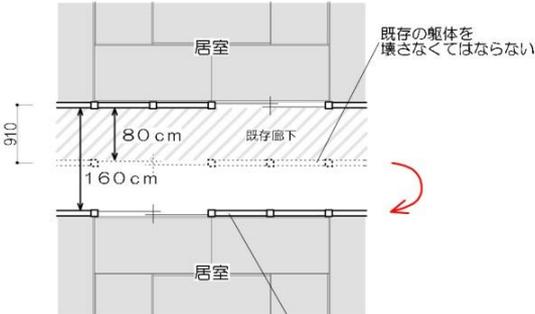
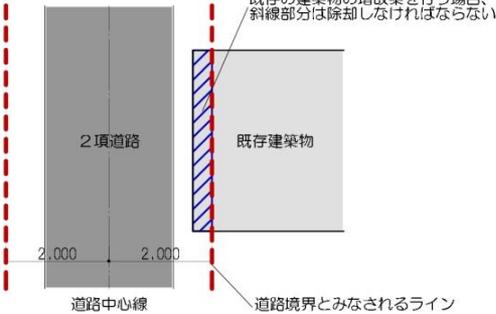
空き家・空き地・空きスペースを活用して行う事業

- 自治室
- 温泉
- コミュニティレストラン
- 配食サービス
- ウェルネス
- ママ図書
- 空き家まるごと遊具
- 漆よろずや(漆工房)
- 移住者住宅
- ゲストハウス
- 市民農園
- 牧場



電動カートを使用した
新交通システムの導入にも取り組みます



緩和項目の具体例	関係法規	説明図
<p>① 建ぺい率の緩和</p> <p>本計画において拠点施設（温泉、蕎麦、ボディケア、高齢者デイ、ショートステイ）は建ぺい率70%の地域に計画されている。敷地面積は約470㎡であり、建築面積が330㎡の規模までしか計画できないことになる。佛子園の過去の類似事例を参照すると1階床面積は400～450㎡必要と考えられる。仮に建ぺい率90%に緩和されると約420㎡の規模が計画できるようになる。建ぺい率の緩和により、拠点施設として十分な面積を確保することができる。</p>	<p>建築基準法第53条（建ぺい率）</p> <p>建築物の建築面積は、次に掲げる数値を超えてはならない。</p> <p>第53条1項二号 第二種住居地域 50%、60%又は80%のうち当該地域に関する都市計画で定められたもの。 （本計画地は70%と定められている。）</p>	 <p>建ぺい率の緩和によって面積が増え充実した拠点ができる</p>
<p>② 居室の床面積の合計が200㎡をこえる階の廊下幅</p> <p>在来工法の住宅は柱が910mmのモジュールで配されているため、廊下幅が約80cmとなっている場合が多い。建築基準法施行令第119条の規定により、居室の床面積の合計が200㎡をこえる階は、両側に居室がある場合160cm、その他の場合120cmの廊下幅を確保しなければならない。古い木造住宅を現行法規に適合させるには建物の構造から作り直すことになる可能性がある。これが適用外となれば、輪島市に残された古い住宅をより積極的に利用することができる。</p>	<p>建築基準法施行令第119条（廊下の幅）</p> <p>廊下の幅は、次に掲げる数値以上にしなければならない。</p> <p>居室の床面積の合計が200㎡をこえる階 両側に居室がある廊下の場合・・・1.6m その他の廊下の場合・・・1.2m</p>	 <p>新たに間仕切りを設置</p> <p>既存の躯体を壊さなくてはならない</p>
<p>③ 幅員4m以下の道路に面する建築物の増改築</p> <p>輪島市の中心市街地には幅員4m以下の道路が多く残っているが、このような道路は、建築基準法42条2項の規定より、道路中心線からの水平距離2mの線が道路の境界線とみなされる。（2項道路）2項道路に面する建築物の増改築を行う場合、建築基準法3条3項3号により道路とみなされる部分に既存建築物がある場合、その部分を除却しなければならないということになってしまう。これが適用外となれば、輪島市に残された古い住宅をより積極的に利用することができる。</p> <p>※ 増改築を伴わない用途変更のみの場合は除却しなくてもよい</p>	<p>建築基準法第42条（道路の定義）</p> <p>第42条2項 現に建築物が立ち並んでいる幅員4m以下の道で、特定行政庁の指定したものは、同項の道路とみなし、その中心線からの水平距離2mの線をその道路の境界線とみなす。</p>	 <p>既存の建築物の増改築を行う場合、斜線部分は除却しなければならない</p> <p>道路中心線</p> <p>道路境界とみなされるライン</p>

緩和項目の具体例	関係法規	説明図
<p>④ 防火主要な間仕切壁の設置免除</p> <p>福祉関係施設は各室と廊下の間などの壁を準耐火構造の壁としなければならないため、既存の戸建住宅を利用する場合、大規模な改修工事が必要となる。</p> <p>防火・避難上の一定の対策を講じることによって（例えば、消火器、非常用照明、防災警報器等の設置等）、防火上主要な間仕切壁の設置を免除することができれば、より既存の建物を活用しやすくなる。</p> <p>※ 愛知県では平成26年4月より既存の戸建て住宅を障害者グループホームとする場合の建築基準法上の取扱いを定め、防火間仕切り壁の設置等を不要とする取扱いを実施している。</p>	<p>建築基準法施行令第114条第2項 防火上主要な間仕切壁</p> <p>各室と避難経路（廊下など）間は全て準耐火構造の防火上主要な間仕切壁を設置しなければならない。その他、各室は3室以下100㎡以内に区画しなければならない。</p>	